

三重県と三重県屋外広告美術協同組合との屋外広告物に関する協定書

三重県(以下「甲」という。)と三重県屋外広告美術協同組合(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、三重県屋外広告物条例を施行する甲と屋外広告物に関する専門的な知見を有する乙が協働することにより、効果的に屋外広告物の安全確保や良好な景観形成にかかる取組を実施し、安全で快適な住まいまちづくりを推進することを目的とする。

(実施事業)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、普及啓発に資する事業を協力して実施する。なお、実施する事業の内容は、甲及び乙が年度当初に協議して決定する。

(費用負担)

第3条 甲及び乙は、前条に規定する実施事業に必要な費用は、次の各号により負担する。

- (1) 実施事業にかかる人件費、交通費及び通信費は、甲及び乙がそれぞれに属する部分を負担するものとする。
- (2) その他想定しない費用が生ずる場合は、第6条に基づき協議するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、第2条に規定する実施事業により知り得た相手方の秘密情報を漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を第三者に漏えい又は第2条の事業の目的以外に利用してはならない。
- 3 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前二項に規定する義務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1カ月前までに甲及び乙のいずれからも本協定の解約の申し出がないときは、1年間期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めるものの他、その他の必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 8月31日

三重県津市広明町13番地

甲 三重県県土整備部

部長 渡辺 克己

三重県津市羽所町545 羽所ビル2F

乙 三重県屋外広告美術協同組合

理事長 西出 誠